

滋賀県緩和ケア研修会 単位型統一研修プログラム

別添2

第6回 A 研修 平成28年3月6日(日)

(公立甲賀病院 会場)

開始時間	終了時間	所要時間	単位数	内容	会場	対応する開催指針の形式	対応する開催指針の項目 (対応する項目番号)	備考
9:00	9:30			受付	診療棟 2階 講堂			
9:30	9:35	5		開会あいさつ・プレテスト		プレテスト		
9:35	9:45	10		研修会の開催にあたって		講義		
9:45	10:30	45	0.5	苦痛のスクリーニング		講義	①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について	
10:30	10:45			休憩				
10:45	12:15	90	1	がん疼痛 (プレテスト及び解説を含む)		講義・プレテスト	②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)	
12:15	13:15			昼食				
13:15	14:45	90	1	がん疼痛ワークショップ がん性疼痛事例検討 (アイスブレーキングを含む)		グループ演習/ ワークショップ	③がん疼痛についてのワークショップ(ただし、2単位を同日に実施すること) (ア) グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方	
14:45	15:00			休憩				
15:00	16:30	90	1	がん疼痛ワークショップ オピオイドを開始するとき (プレテスト及び解説を含む)		ロールプレイ/ ワークショップ	③がん疼痛についてのワークショップ (イ) ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	
16:30	17:15	45	0.5	身体症状 (ポストテスト及び解説を含む)	講義/ プレ・ポストテストの解説と総括	④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)		
		375	4					

第6回 B 研修 平成28年3月13日(日)

(公立甲賀病院 会場)

開始時間	終了時間	所要時間	単位数	内容	会場	対応する開催指針の形式	対応する開催指針の項目 (対応する項目番号)	備考
9:00	9:45	45	0.5	呼吸困難、消化器症状等の 身体症状に対する緩和ケア について (プレテスト及び解説を含む)	診療棟 2階 講堂	講義	④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)	
9:45	10:00			休憩				
10:00	10:45	45	0.5	地域連携		講義/ グループ演習/ ワークショップ	⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて	
10:45	10:55			休憩				
10:55	12:25	90	1	精神症状		講義	⑤不安・抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて	
12:25	13:25			昼食				
13:25	14:10	45	0.5	患者視点		講義	⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断されたときから行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	
14:10	16:25	135	1.5	コミュニケーション (プレテスト及び解説を含む) (アイスブレーキングを含む) (休憩を含む)		講義とロールプレイ/ ワークショップ	⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと) ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習) (がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	
16:25	16:40	15		ポストテスト・ふりかえり		プレ・ポストテストの解説と総括		
		375	4					

- 注1 内容は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会が指針に準拠するよう開発した医師に対する緩和ケア教育プログラムによる。
なお、同プログラムにおける研修項目「緩和ケア研修会の開催に当たって」については、A研修およびB研修のそれぞれにおいて、必要に応じて実施すること(内容および時間は適宜とする)。
また、当日終了時には、その日の研修の振り返りを適宜行うこととする。
- 注2 各研修区分に含まれる研修項目およびその内容の省略は認めることができない。ただし、同一主催者が開催するA研およびB研修のうち後に開催する研修区分について、参加者の全てが、先に開催した研修区分に参加していた場合には、研修項目のうち「研修会の開催に当たって」[アイスブレーキング]を省略することができる。
- 注3 1単位は1.5時間以上、8単位以上取得で緩和ケア研修の修了とする
- 注4 各研修区分の単位の割付は各4単位とし、A研修およびB研修の2区分通算8単位を修了することにより、滋賀県緩和ケア研修会を修了するものとする。
- 注5 未修了者が旧指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて8単位以上を取得することにより修了するものとする。
- 注6 各研修区分に含まれる研修項目およびその内容の省略は認めることができない。ただし、同一主催者が開催するA研およびB研修のうち後に開催する研修区分について、参加者の全てが、先に開催した研修区分に参加していた場合には、研修項目のうち「研修会の開催に当たって」[アイスブレーキング]を省略することができる。
- 注7 ③がん疼痛についてのワークショップは2単位を同日に実施することとする。
- 注8 プレ・ポストテストなどの参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にすること